

議事要旨(5) 信託を通じた自社株式交付取引の会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、実務対応報告公開草案第39号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」に対するコメントの概要を[審議資料(5)]に基づき説明するとともに、その対応案について説明があった。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- あるオブザーバーより、次の意見があった。

開示に関する事務局の基本的な考えについては理解した。公開草案の第 16 項から第 18 項の修正は求めないが、結論の背景にもう少し細かい開示を求める声があった旨を記載することをご検討いただきたい。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、以下の回答があった。

具体的な開示内容についてはこれから審議をしていくところではあるが、最終的に開示内容が公開草案どおりとなった場合には、どうのご意見をいただいて何故そのような結論になったかを記載することを検討したい。
- ある委員より、次の意見があった。

典型的な事例を想定して実務対応報告で対応するという点に異論はない。ただ、適用対象範囲についてであるが、専門委員会でもこれから役員を対象としたスキームが増えるのではないかと意見もあり、現状ストック・オプションなどで対応していたものを現物株の制度に替える、というようなケースも想定される。考え方としては従業員も役員もあまり変わらないと思われることから、適用対象範囲に役員を含めても問題ないのではないかと考える。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、以下の回答があった。

公開草案第 1 項に記載されている「従業員等」は従業員又は従業員持株会を指しており、定義として役員は含まれない。その上で、役員を含めることに関してのニーズも出てきているものの、対象範囲に含めることを検討するとなると一定の検討を行う必要が出てくることや基準諮問会議からのテーマ提言から時間が経過していることもある。実務対応報告が公表されることによって、類似のスキームについてはこれを参考にして処理をしていくことになると思う。公表した後にバラツキがどの程度出ているかをみて、それでもバラツキが出ている場合はまた検討しなければならないと思うが、実務対応報告が出れば相当程度バラツキは収まり、類似のものも相当程度収斂すると考えておりその対応を見て検討する予定である。
- ある委員より、次の意見があった。

今回の場合、コメント対応案で示されているように関連当事者には該当しないとい

う整理でよいと思う。一方で、専門委員会において意見が出ていたように、仮に市場を通して取引を行っている場合でも大株主等から自社の株式を信託が取得をすることであれば、事前取引相手を把握してクロス取引や立会外取引を行っていることと理解をしているので、そのようなケースではどういうところから株を取得しているのかを財務諸表利用者に対して透明性のある開示をしていただきたいと思います。

- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、以下の回答があった。

市場を通して大株主から株式を取得している取引については、一般の関連当事者の開示においてどのように取り扱っているかというところも踏まえて検討していきたいと思う。
- ある委員より、次の意見があった。

適用対象範囲について、実務対応報告の趣旨が全てのパターンを作成するという点ではないという点に異論はないものの、役員や関係会社を使うケースなどは実務で悩むところではある。今回実務対応報告の範囲をあまり広げずに、まずは公表するという事は、それはそれで良いと思うが、実務対応報告で扱っていないスキームについて、実務対応報告を参考にするということだけではなく、今後の実務の状況を見ながら必要であれば別途対応の方が現実的ではないかと考える。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、以下の回答があった。

事務局としても同様に考えている。

以上